

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っていきます。(労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます)

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回(原則、第一・第三金曜日の10時から15時)労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 (東予地方局商工観光課内)	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 (内線 462)
今治中小企業労働相談所 (東予地方局今治支局商工観光室内)	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 (内線 229)
松山中小企業労働相談所 (中予地方局商工観光課内)	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 (直通)
宇和島中小企業労働相談所 (南予地方局商工観光課内)	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 (直通)
八幡浜中小企業労働相談所 (南予地方局八幡浜支局商工観光室内)	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 (内線 234, 235)